

事 務 連 絡
平成30年7月6日

各都道府県市大気環境行政主管部（局）御中

環境省水・大気環境局大気環境課

平成30年台風第7号及び前線等により発生した災害廃棄物の処理等に係る
アスベスト飛散防止対策について（周知）

日頃より大気環境行政の推進について御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

水害により建築物が流失した場合には、吹付け石綿や石綿含有断熱材などのような発じん性の高い建材が使用されている可能性があるため、これらの混合廃棄物が乾燥した場合、石綿が飛散するおそれがあります。

応急対応としての石綿露出等の把握、飛散・ばく露防止の応急措置、撤去に際しての石綿を含有する可能性のある廃棄物とそれ以外の廃棄物の分別の措置が必要となる可能性があること、また、石綿による曝露を防止するため、適切な防じんマスクの着用、散水の実施が必要となることにご留意ください。

各都道府県市におかれましては、石綿の飛散・曝露防止について、適切に実施していただくよう、よろしく申し上げます。

なお、当課では「災害時における石綿飛散防止に係る取扱いマニュアル（平成29年9月）」を作成していますので、ご活用ください。

ホームページのアドレス：

http://www.env.go.jp/air/asbestos/saigaiji_manual.html

環境省水・大気環境局大気環境課

担当：秋山、田渕

[TEL:03-5521-8293](tel:03-5521-8293)（直通）

E-mail:kanri-kankyo@env.go.jp